新潟市建築物耐震改修促進計画(第3期)(案) 【概要】

1. 計画の位置付け

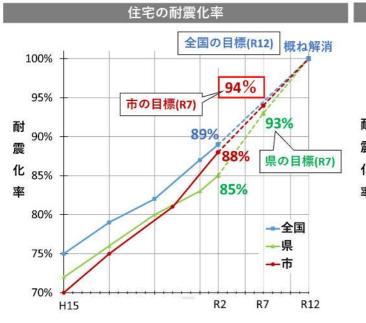
耐震改修促進法に基づき、平成 19 年 度策定(第1期)、平成 27 年度末改定(第 2期)、今回、第3期計画として改定する

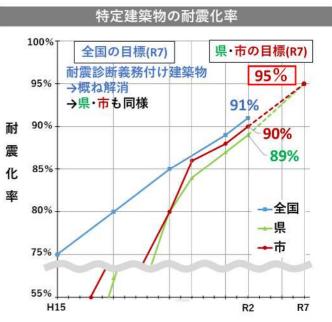
2. 計画の期間 令和7年度まで

3. 対象建築物 市内の昭和 56 年 5 月以前に建築された建築物 ※ 県有・国有建築物を除く

耐震改修促進法 国の基本方針 R3.12 改正 新潟県耐震改修促進計画 R4.9 改定 新潟市 国土強靭化 地域計画 総合計画

4. 目標





※ 特定建築物:多数の方が利用する一定規模以上のもの

5. 課題と施策の取組み方針

【課題】

■ 住宅

- ・耐震化に要する費用負担が大きい
- ・高齢化で耐震化の意欲が高まらない

) :

・低コスト工法や耐震シェルターなど様々な 地震対策の普及促進

【取り組み方針】

・所有者への個別の周知・啓発を継続・強化

■ 特定建築物

・民間特定建築物への耐震改修促進



・所有者への個別の周知・啓発を継続・強化